

第1章 会 員

(会員の種別)

第1条 定款第5条の正会員は、第1種会員、第2種会員及び終身会員を以って構成する。

第2条 第1種会員とは、次の者をいう。

- (1) 足立区内の診療所の開設者又は管理者
- (2) 足立区内の官公署、学校、病院の部課医長（これに準ずる職の者を含む）以上の
歯科医師

第3条 第2種会員とは、第1種会員及び終身会員以外の歯科医師をいう。

第4条 会員の種別につき特別の事情のある者については調査資料に基づき理事会でこれを決める。

第5条 賛助会員はこの法人の目的に賛同する個人又は団体とする。

(会費)

第6条 正会員の会費及び負担金は、定款第7条第1項の規定に基づく。

- 2 正会員は、理事会で承認された場合、会費の減免を受けることができる。
- 3 正会員から徴収した会費は、その額に100分の10を乗じて得た以上の額を公益目的事業に使用し、その額に100分の90を乗じて得た以下の額を公益目的事業以外の事業及び管理業務やその他の法人全般に係る事項に使用する。
- 4 本会は総会において必要と認めた時に、正会員から総会において定める額を特別会費として徴収することができる。
- 5 正会員から徴収する特別会費の用途は総会により定める。
- 6 賛助会員の会費は、定款第7条第2項の規定に基づく。
- 7 賛助会員から徴収した会費は、公益目的事業に使用する。

(入会の手続き)

第7条 本会に入会しようとする者は、入会申込書（第1号様式）に歯科医師免許の写しを添付して、本会に提出しなければならない。ただし、会長が必要と認めたときは、添付書類の一部又は全部を省略することができる。

- 2 本会に入会しようとする者に対しては、入会申込書に付き諸調査をなし、理事会の決議を経て適格と認めた者を承認し、会員名簿に登録する。
- 3 次の各号のいずれかに該当するときは、正会員として認めない。
 - (1) 歯科医師関係法規により処分を受け、又は復権しない者。
 - (2) 歯科医師法第4条第1項の各号に該当する者。
 - (3) 歯科医師会の正会員として好ましからざる経歴を有する者。
 - (4) 歯科医師の品位を毀損する行為のあった者。

(会館維持費)

第8条 本会に入会しようとする者は、定款第7条第1項の規定に基づく会館維持費を支払わなくてはならない。

(会費の額)

第9条 定款第7条に規定する費用の額は、次に掲げる額とする。

- | | | |
|-----------|-------|----------------------------------|
| (1) 会館維持費 | 第1種会員 | 10万円 |
| | 第2種会員 | なし |
| | 賛助会員 | なし |
| (2) 年会費 | 第1種会員 | 48,000円（前期24,000円・
後期24,000円） |
| | 第2種会員 | 24,000円（前期12,000円・
後期12,000円） |

終身会員 24,000円(前期12,000円・後期12,000円)
賛助会員 20,000円(前期10,000円・後期10,000円)

(3) 受託事業負担金 全正会員 受託事業で得られる報酬の概ね25%とし
理事会で各事業ごとに定められた金額。

(会費等の納入)

第10条 本会に入会した正会員又は賛助会員は、本規則第3条第4項に規定する入会決定通知を受けた日から14日以内に、入会金及びその事業年度の会費を、口座振込み又は現金納入の方法により納入しなければならない。

2 正会員又は賛助会員は、毎事業年度の会費として3月末日までに、口座振込み又は現金納入の方法により納入しなければならない。

(退会)

第11条 会員は、退会届を提出して、任意に退会することができる。

2 前項の規定により会員が退会したときは、会員名簿の登録を抹消する。また、退会以外の事由により会員の資格を喪失したときにおいても、会員名簿の登録を抹消する。

(高齢会員の殊遇)

第12条 年度末までに、通算35年以上本会正会員であって、満75歳を超え、定款第9条第1項の規定に該当する行為のなかった者は、次年度から終身会員として待遇することができる。

2 前項によって第1種会員が終身会員の待遇になった場合には、第1条の規定にかかわらず、当該診療所又は病院等に所属する他の歯科医師のうち1名を第1種会員とする。

3 会長は第1項に該当する正会員について、理事会において承認しこれを終身会員とする。

(処分の手続き)

第13条 会長は、会員の行為が定款第9条第1項の規定に該当すると認めるときは、裁定委員会を経て、これを総会にはかり、その裁定を求めなければならない。

(復権の審査)

第14条 除名された者は、その後会員の資格を得るために本会に審査を申しでることができる。

(ブロック)

第15条 本会の区域を、ブロックに分け、ブロックの区分は理事会において決定し、各ブロックに長をおく。ブロック長はブロック員の互選とする。会長は必要あるときブロック長を招集し、その座長となる。

第2章 選挙

(選挙の規則)

第16条 定款第22条の役員の選任ならびに、会長候補者の選出は原則選挙とする。

2 選挙は公正に行なうことを要し、本会における一切の選挙はこの規定に定める所によりこれを行なう。

(選挙管理委員会)

第17条 選挙に関する一切の事務は、選挙管理委員会が管理する。選挙管理委員会は、定款の45条の規定による委員会とは別のものとする。

(選挙管理委員会の組織)

第18条 選挙管理委員会は、委員5名を以って組織し、委員長及び副委員長各1名を委

員が互選する。

(委員の選出と任期)

第19条 委員は、理事会において選出し、その任期は役員の内在任期間と同一とする。

(委員の辞任)

第20条 委員は、役員候補者となるときは、辞任しなければならない。

(選挙権、被選挙権)

第21条 正会員として入会后60日を経過した者は、すべて選挙権を有する。但し、被選挙権は、入会后2年を経過した正会員でなければこれを有しない。

(選挙人名簿)

第22条 選挙人名簿は、この法人の正会員名簿を以ってこれに当る。

(選挙)

第23条 選挙は投票によりこれを行なう。投票は各選挙につき1人1票とする。会長候補者選挙は、単記無記名投票、それ以外の選挙は、定数に応じた連記無記名投票とする。但し、総会の決議により投票を省略し、別段の方法によることができる。

(選挙管理委員会の機能)

第24条 選挙権、被選挙権の有無、投票の効力その他選挙の実施について生じた疑義は、選挙管理委員会の決するところによる。

(東京都歯科医師会代議員の選挙)

第25条 この法人は公益社団法人東京都歯科医師会代議員及び補欠代議員(以下代議員と称す)を選出する。

(選挙の告示)

第26条 選挙期日は、理事会においてこれを定め、会長は選挙の2週間前までにこれを各選挙人に知らさなければならない。

(締切り期日)

第27条 立候補者の届出の締切りは、総会開催通知発送日前までとする。

(立候補者の手続き)

第28条 前条の候補者は、本会所定の用紙に記入の上、選挙管理委員会に届出なければならない。但し、推薦候補者にあつては推薦者2名以上の署名捺印ある推薦書と本人の承諾書を添えなければならない。

(選挙の執行)

第29条 選挙の執行に関しては、選挙管理委員長の指示に従わなければならない。

(投票用紙の交付)

第30条 投票用紙は、投票場において選挙管理委員から投票者に交付する。

2 選挙に出席できない正会員においては書面又は電磁的方法等による事前投票ができる。

(秩序維持)

第31条 投票は、厳正静粛に行い、選挙の秩序を乱すような行為をした者に対し選挙管理委員長はこれを制止し、又は退場させることができる。これにより退場させられた者は投票の最後に投票させる。

(投票の終了)

第32条 選挙管理委員長が投票終了を確認したときは、その旨を宣告し投票箱を閉鎖する。

2 前項の宣告があつた後の投票は許さない。

(立会人の選任)

第33条 議長は出席者の中から投票及び開票立会人5名を指名し、投票及び開票に立ち合わせなければならない。

(開票)

第34条 選挙管理委員は、投票箱を開き投票の総数と投票者の総数を計算し、投票の内

容を調査する。

(投票の判定)

第35条 選挙管理委員会は無効投票の判定について、開票立会人の意見を聞かなければならない。

2 次の投票はこれを無効とする。

- (1) 正規の投票用紙を用いないもの。
- (2) 候補者以外の氏名を記載したもの。
- (3) 単記投票の場合に数名の氏名を記載したもの。
- (4) 連記投票の場合に定数を超えて記載したもの。
- (5) 他事を記載したもの、但し敬称の類はこの限りではない。
- (6) 候補者の氏名を確認しがたいもの。

(有効投票)

第36条 連記投票の場合に候補者と候補者でない者の氏名を連記したときは、候補者に対する投票を有効とする。

2 同一候補者の氏名を2個以上記載したときは、氏名1個だけを有効とする。

3 候補者の氏名が所定数に満たないときは、その数を有効とする。

(当選者の決定)

第37条 会長候補者、理事、監事、代議員は投票数の多い者から順次当選者とする。

2 同点の場合は抽選によりこれを定める。

(候補者の欠如)

第38条 選挙は候補者についてこれを行なう。

2 候補者がいないとき、別段の方法によることができる。

3 定員を超えない数の立候補者があった場合は、総会出席者の過半数の賛成を得てこれを当選者とするを要する。

(当選者決定の処理)

第39条 選挙管理委員会は当選者が決定したときは、直ちにこれを議長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた議長は、速やかにこれを会長に報告し、会長は当選者並びに会員に報告しなければならない。

3 選挙後、当選者ごとに最終的な総会の決議を行わなければならない。

(辞任)

第40条 当選者は、正当な事由がない限り辞任することはできない。

(選挙録)

第41条 選挙管理委員会は、選挙の経過を記録した選挙録を作製し、会長に提出、会長はこれを5年保存しなければならない。

(不正行為)

第42条 不正の方法又は行為により当選した者は、当選を無効とする。

第3章 総 会

(総会の順序)

第43条 会議は、特別の事項がない限り次の順序とする。

- (1) 開 会
- (2) 定足数の確認
- (3) 会長挨拶
- (4) 議長、必要に応じて副議長の選出
- (5) 議事録署名人の選出
- (6) 会務報告
- (7) 特別委員会の報告

- (8) 議案の審議
- (9) 選挙管理委員の選出
- (10) 役員・会長候補者の選挙
- (11) 東京都歯科医師会代議員及び補欠代議員の選挙
- (12) 閉会

(閉会と延会)

第44条 議事日程に記載した事項を終わったときは、議長は閉会を宣言する。会議が終わらない場合でも議長は過半数の賛成を得て延会又は閉会することができる。

(発言の禁止)

第45条 議長が会議を開くことを宣言する前、又は閉会、若しくは延会を宣言した後は、何人も議事について発言することはできない。

(議事日程の記載事項)

第46条 議事日程には、会議の日時及び会議に付する事項並びにその順序に記載しなければならない。

(特別委員会の報告)

第47条 特別委員会の審議した事項が議題となったときは、先ず委員長がその経過及び結果を報告しなければならない。

2 委員長が前項の報告をする場合には、自己の意見を加えてはならない。

(字句の整理)

第48条 議案の条項中字句の整理を議長に委任することができる。

(発言の許可)

第49条 会議において発言するときは、すべて議長の許可を受けなければならない。

(発言の順序)

第50条 2人以上が発言を求めたときは、議長は発言順にこれを許可する。

(発言の範囲)

第51条 発言はすべて議題内の事項に限りその範囲を超えてはならない。

(賛否の表明)

第52条 議事日程に記載した事項について討論しようと思う者は、反対又は賛成の旨を明らかにして発言しなければならない。

(質疑討論の終結)

第53条 質疑又は討論が終わったときは、議長はその終結を宣言する。

(表決)

第54条 議案について、審議が終了した後討議に入り、討議の終了した場合始めて議長は議題を宣告して表決に付する。

(表決の方法)

第55条 表決の場合、議場にいない者は、表決に加わることはできない。但し書面又は電磁的方法若しくは代理人を以って表決に加わることができる。

(表決に付する議題)

第56条 議長が表決を採ろうとするときは、表決に付する議題を宣言しなければならない。議長が表決に付する議題を宣言した後は、何人も議題の内容に渉る発言をすることはできない。

(議題の可否)

第57条 議長が表決を採ろうとするときは、議題を可とする者を挙手又は起立させ、その多少を認定して可否の結果を宣言する。

2 議長は、前項において認定しがたいときは投票で表決を採らなければならない。

3 前項の投票を行なうときは、議題の可否だけを記入して投票する。

(議題の可決)

第58条 前項の規定にかかわらず議長は、議題についての異議の有無を会議にはかり、

異議がないときは、議長は可決を宣言する。

第4章 財産の管理

(刊行物の価格)

第59条 刊行物の価格は、理事会で定める。

(会費の減免)

第60条 会長は特別の事情ある会員に対して、理事会の決議を経て会費、特別会費の一部又は全部を減免することができる。

(職員の給与)

第61条 本会職員の給与、その他に関して必要な事項は本会の給与規定による。

(費用弁償)

第62条 役員及び委員並びに総会において必要と認めた者が会務遂行のために要した費用はこれを弁償する。

(財産の管理)

第63条 本規則に定めるほか、財産の管理に関する必要な事項は、会計処理規程に基づいて行なう。

第5章 事務

(事務局の設置)

第64条 この法人は、会務を処理するため事務局を設置し、職員を置くことができる。職員の任免は会長がこれを行なう。

(職員)

第65条 職員及びその他の事務員は、この法人の服務規程により業務に従事する。

(事務取扱いの帳簿)

第66条 この法人は、事務取扱いのため下記帳簿を備えなくてはならない。

- (1) 定款及び諸規則
- (2) 会員名簿
- (3) 役員名簿及びその履歴書
- (4) 議事録及び会議録
- (5) 定款第38条にある帳簿及び証拠書類
- (6) 発信、受信書類
- (7) その他必要な帳簿

(服務規則並びに給与規程)

第67条 職員の服務規則並びに給与規程については理事会で定める。

第6章 本則の改廃

(本則の改廃)

第68条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

2 前項に関わらず、定款に定めのある事項については、総会の決議がなければ改廃することはできない。

附 則

本規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

この規則は、平成25年6月22日から施行する。

2. 本規則は、平成27年4月1日から施行する。
3. 本規則は、平成28年4月1日から施行する。

4. 本規則は、平成30年7月1日から施行する。
5. 本規則は、平成30年11月9日から施行する。
6. 本規則は、令和元年10月9日から施行する。